

## 無料相談窓口

相談名	日時	場所	内容	その他
無料税務相談 (予約制)	8月17日(水) 午後1時～4時(1人30分以内)	町役場2階 201会議室	国税に関する一般的な税務相談	対象=税理士に依頼していない人 担当=近畿税理士会桜井支部所属の税理士 申込 税務課町民税係 ☎ 34-2112 ☎ 近畿税理士会桜井支部事務局 ☎ 41-6477
消費生活相談	毎週火・金曜日 午前10時～午後3時	町役場1階 相談室1C	商品やサービスに関する相談	担当=消費生活相談員 相談方法=面談・電話(☎ 32-2901(内線174)) ☎ 総合窓口課 ☎ 32-2901(内線174)
みんなの人権 110番	電話での相談になります。 ☎ 0570-003-110		人権問題にかかわる困りごと相談	☎ 奈良地方方法務局葛城支局 ☎ 0745-52-4941
行政苦情110番	電話での相談になります。 ☎ 0742-24-1100		国の行政全般についての不満、要望などの相談	☎ 奈良行政監視行政相談センター ☎ 0742-24-0300
中南和法律相談センター (予約制)	8月3日(水) 午後1時～4時(1人30分程度)	町役場2階 201会議室	弁護士による法律相談	申込開始日時=7月20日(水)午前9時30分～ ☎・予約 奈良弁護士会(☎ 0742-22-2035/午前9時30分～午後5時/土・日曜日、祝日を除く) ※中南和各地でも相談を実施しています。
青少年悩みごと相談(予約制)	毎週水・金曜日 午前10時～午後4時	青垣生涯学習センター	自分の子どもや地域の青少年にかかわる相談	担当=社会教育指導員 ☎・予約 青垣生涯学習センター(生涯教育課) ☎ 32-6193
やすらぎ相談室 通常相談(予約制)	毎週水・金曜日 午前10時～午後4時	青垣生涯学習センター	集団生活に適応が困難な幼児、小・中学生と保護者のための相談	担当=社会教育指導員 ☎・予約 青垣生涯学習センター(生涯教育課) ☎ 32-6193
やすらぎ相談室 特別相談(予約制)	8月24日(水) 午前10時～午後3時30分	青垣生涯学習センター	集団生活に適応が困難な幼児、小・中学生と保護者、学級担任、関係教員のための専門的な相談	担当=臨床心理士 ☎・予約 8月17日(水)までに、青垣生涯学習センター(生涯教育課/☎ 32-6193)へ。
若者自立のための 無料相談(予約制)	8月24日(水) 午前10時～正午	町役場1階 相談室1C	さまざまな理由で働くことが困難な若者や、その家族のための相談(厚生労働省委託事業)	☎・予約 若者サポートステーションやまと ☎ 44-2055
女性の再就職準備 相談	8月25日(木) 午前9時30分～午後0時30分	町役場1階 相談室1C	キャリアコンサルタントが働きたい女性の就職活動を支援します。	☎・予約 女性の再就職準備相談窓口(県女性センター内/☎ 0742-24-1150/火～土曜日午前9時～午後4時30分) ※予約は前日まで。当日申込不可。
生活自立相談 (予約制)	要予約	都度ご案内 します	失業などで生活や経済的に困りの人への相談・支援	☎・予約 県中和・吉野生活自立サポートセンター(☎ 0120-85-1225/午前9時～午後5時/土・日曜日、祝日を除く/☒ cysupportc@nara-shakyo.jp)
心配ごと相談 (予約制、空きがあれば当日可)	8月25日(木) 午後1時～4時	町社会福祉協議会2階 小会議室	家庭問題、財産など生活上の悩みの相談	担当=民生児童委員ほか ☎ 町社会福祉協議会 ☎ 34-2118

## てんいち先生

※「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて11(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。



※新型コロナウイルス感染症による影響により、本紙に掲載されている情報が変更になる可能性があります。最新の情報については、担当課へ問い合わせいただくか、町ホームページをご確認ください。

## 生活安全ニュース

☎ 天理警察署 ☎ 0743-62-0110

### ■ 女性を狙った性犯罪に注意しましょう ～「自分は大丈夫」と思っていないか～

夜間外出する時や駅からの帰宅途中など、1人で歩くと時は周囲に気を配り、被害に遭わないようにしましょう。怪しい人を見かけたり、不審に感じるがあれば、ささいなことでも警察に相談してください。

#### 夜間外出する際や帰宅途中の防犯チェックポイント

- 歩きながら携帯電話や音楽プレーヤーは使用しない。
- 遠回りでも人通りのある道、外灯などで明るい道を選んで通行する。
- 深夜には、家族などに迎えに来てもらう。
- 後ろを振り返るなど、周囲を警戒する。
- 防犯ブザーなどを活用する。

### ■ 安全な登山のための「命を守る3要件+1」

今年も、8月11日「山の日」を迎え、全国的に山岳遭難の増加が懸念される場所ですが、奈良県内の山岳遭難件数は5月末現在で25件と昨年を上回るペースで発生しています。

#### 「命を守る3要件+1」

- 無理のない計画(体力、技能に見合った登山計画)と引き返す勇氣
- 十分な装備(服装)と食料品(非常食)の携行
- 通信手段の確保

上記にプラスして登山届を作成することで、万が一、遭難事故に遭った際には、捜索のための手がかりになるとともに、ご自身が立てた登山計画に無理がないか再確認することにもなります。

### ■ 飲酒運転追放

夏の行楽期、帰省先や旅行先などで飲酒の機会が増える時期です。飲酒運転が引き起こす悲惨な交通事故は、被害者・加害者とその家族の人生に大きな影響を与えることはご承知のことと思いますが、それでも飲酒運転は未だになくなっていません。

飲酒運転をした人は「これくらいの量なら」「これくらいの距離なら」「少し休んだから」などと自己判断で運転した結果、取り返しのつかない重大な結果を招いてしまっています。

「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を肝に銘じ、飲酒運転は絶対にやめましょう。

## 全国瞬時警報システム(Jアラート) 全国一斉情報伝達試験

防災課安全防災係 ☎ 34-2059

緊急時における町民への情報伝達を確実にするため、全国瞬時警報システム(Jアラート)の動作確認を全国規模で行います。田原本町では、同報系防災行政無線(屋外スピーカー)や災害電話サービスを用いて訓練を実施します。

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

実施予定日時 8月10日(水)、11月16日(水)、令和5年2月15日(水)(それぞれ午前11時ごろ)

※訓練内容や実施日時が変更、中止となる場合があります。

放送試験内容 町内46カ所の防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。

- ①上り4音チャイム
- ②「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返し)
- ③「こちらは田原本町です」
- ④下り4音チャイム

## 住宅用火災警報器の普及啓発を行いました

磯城消防署 予防課 ☎ 33-2461



6月13日に、磯城消防署と磯城婦人防災クラブが、住宅用火災警報器の普及啓発を行いました。奈良県内の住宅用火災警報器の普及率が低いために、磯城消防署と磯城婦人防災クラブが共同で普及啓発を行いました。未設置の住宅は一刻も早く設置しましょう。